

令和8年6月定例会 代表質問 清川希代子議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。

「子どもたちの未来のための取組について」

○清川希代子 改めまして、皆さんこんにちは。

議長のお許しをいただきましたので、日本維新の会、清川希代子の代表質問をさせていただきます。

梅雨の時期を迎え、心身の不調を感じやすい時期でもございます。以前より5月病、そういう言葉がありましたけども、今では6月病という言葉も聞くようになりました。何かしんどいことがありましたら、どうか独りで抱え込まず、身近な人など誰か一人でもいいので相談していただきたいと思います。

それではまず、令和8年4月1日に施行された改正自殺対策基本法について申し上げます。

本改正は、自殺を個人の問題ではなく、社会全体で防ぐべき課題と位置づけ、特に子供の命を守る取組の強化を図るものです。

背景には、大人の自殺が減少傾向にある一方で、子供の自殺が増加しているという極めて深刻な状況がございます。これを踏まえ、子供の自殺対策を最重要課題とし、学校、家庭、地域、行政が連携して取り組む必要性が明確に示されました。また、起きてから対応するのではなく、早期に気づき、未然に防ぐ予防的な取組への方向転換やインターネット上での発信や検索行動などの見えないSOSへの対応、ICT、データ活用の重要性も示されました。子供の自殺対策は、社会全体で早く気づき、守ることが求められているということです。

大項目1の中項目①、②は、子供たちの命と心を守るための質問です。

学校現場では教職員の方々が日々子供たちの表情を見て、直接の対話を通して懸命に向き合ってくださっていることは十分承知しております。けれど、目視や直接の対話では気づくことが難しい、子供たちのSOSに気づくための手段の一つとして、学習用の1人1台端末を活用し、児童生徒が直接入力できて、教職員が児童生徒のSOSを早期に把握し、学年を越えて全ての教職員の間で共有できる仕組みの必要性について、心の天気を例に令和3年から約3年、私は繰り返し訴えてまいりました。

令和5年9月から奈良県内の小学校においては、いじめ早期発見、早期対応のために、教職員が入力する気付き見守りアプリが本格的に導入されました。そして、令和6年6月にやっと本市の小中学校において児童生徒が直接入力できる「イーネットついで」が導入されたことは大きな一歩であったと思います。

導入から2年が経過する「イーネットついで」について、その運用状況を伺います。

現在、小中学校において全児童生徒が日常的に入力できている状況にあるでしょうか。また、児童生徒や保護者はどのように認知、理解されているのか、併せて伺います。

壇上からは以上です。ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

○教育部次長 「イーネットついで」は、児童生徒が使用する学習用端末で、毎日初回起動時に自動で表示されるように設定しており、市立小中学校の全ての児童生徒が毎日利用しております。

保護者には特に周知は行っておりませんので、どのように認知されているかは把握できておりません。

児童生徒に対しては、各学級において日々の体調と気分を確認し、心身の状態の把握に用いるものであることを説明しております。

以上です。

○清川希代子 全児童生徒が日常的に利用している点には安心しましたが、保護者への周知が行われていない現状については、少し疑問を感じるところでございます。ご自身の子供たちが毎日利用しているアプリをその趣旨や役割について保護者さんが十分に周知されていないというのは、ちょっとどうかなと思います。アプリの目的や意義について、保護者への適切な周知を図っていただくようによろしくをお願いいたします。

次に、この「イーネットついで」について、児童生徒が不安や悩みを発信するいわゆるＳＯＳ発信ツールとしても機能し得るものと考えておりますが、現場における運用の実態も踏まえ、実際にそのような役割を果たしていると認識されているのか、伺います。

○教育部次長 「イーネットついで」は、その日の体調及び気分をそれぞれ４段階で入力するものとなっております。直接的にＳＯＳを発信するものではありませんが、日々の心身の状況を把握するのに役立つツールであると認識しております。

○清川希代子 日々の心身の把握に役立つツールであるという点は理解いたします。なのですが、その一方で直接的なＳＯＳの発信であるというものではないというご認識については、せっかくのＳＯＳを見逃してしまう可能性があるという観点から、今後少し課題ではあるかなと私は感じております。

続きまして、「イーネットついで」の効果ですが、実際に児童生徒のＳＯＳを把握し、支援につながった事例があったのでしょうか。

○教育部次長 ふだんの様子では、特に変化はありませんでしたが、「イーネットついで」でつらい、悲しいという回答が続いている児童に学級担任が声をかけて事情を尋ねたことがきっかけで、いじめを把握できたという事例はございます。

以上です。

○清川希代子 今のご答弁のように、ふだん本当に特に変化に気づかなかった、変化はなかったのに、やはり入力のところにあったことによって気づくことができたところ、本当にそこはよかったと思います。気づいてあげることができて、本当によかったと思います。

次に、またその「イーネットついで」との運用の中で、利用のしにくさや見逃しの可能性など、課題は何かあるでしょうか。

○教育部次長 毎日、簡便に利用できるように、児童生徒がその日の体調と気分のみを入力することとしております。

見逃しが起きにくいように、例えば体調が悪いという回答が続く場合等を教員が把握しやすくするために、機能としてダッシュボードも備えておりますが、「イーネットついで」のみで全てを把握できるわけではないことから、ふだんの児童生徒の様子を丁寧に観察する等、必要だというふうに考えております。

以上です。

○清川希代子 「イーネットついで」のみで全てを把握できるわけではないというのは、おっしゃるとおりです。なので、先生方の直接の対話、目視、これも併せて補完するように、相互に使っていただけたらと思います。

続きまして、教職員の皆さんが本当に日々多忙な中で児童生徒一人一人に向き合っておられることには、本当に感謝しております。一方で、先生方お一人で約20人、30人、児童生徒を見守る中、対面による気づきだけでは限界があると感じます。

そのような中で、1人1台端末を活用した見守りが対面での見守りを補完する仕組みとして十分に機能しているのかと。また、十分に言葉に出せない、見えにくいSOSを拾い上げる仕組みと、ちゃんとなっているのか、見解をお示してください。

○教育部次長 いじめや不登校、児童生徒の自殺が全国的に増加する中で、児童生徒の心身の状態を把握したり、個々の児童生徒の状況を多面的に把握するICTを活用することにより、教職員がこれまで気づいていなかった児童生徒の心身の状態に気づくことができたり、教職員の児童生徒への理解の幅が広がり、悩みや不安を抱えた児童生徒の早期の把握、ひいては不登校や自殺等の未然防止につながると考えられます。また、ICTのメリットを生かして、把握した情報を学校内で共有することで、チームとしての支援にも資する取組というふうに考えられます。

以上です。

○清川希代子 ICTの活用によりこれまで気づけなかった変化に気づく可能性が広がるという点については、本当に重要な認識であると思います。引き続き、子供たちのためにご活用のご協力をお願いいたします。

続きまして、中項目②子どもの自殺対策について移ってまいります。

令和7年、全国の小・中高生の自殺者数は538人となり、過去最多となりました。奈良県においても7人の子供たちの命が失われております。この数字は、決して単なる統計ではなく、一人一人の大切な命であるということは、私たちは重く受け止めなければならないと思います。

本市として、この状況をどのように受け止められているのでしょうか。

○教育部次長 児童生徒の自殺が全国で過去最多となり、奈良県内でも貴い命が失われて

いる状況を教育委員会としても重く受け止めております。

児童生徒を取り巻く環境は多様化しており、早期の気づきと支援が一層重要となります。各学校では、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、日頃から小さな変化にも目を配り、相談体制を充実させております。また、1人1台の学習用端末やアンケートを活用し、悩みを抱える児童生徒の早期の把握にも取り組んでおります。

今後も保護者や関係機関と連携し、安心して相談できる環境づくりを進め、命を守る取組を継続していきたいと考えております。

以上です。

○清川希代子 ありがとうございます。大変重く真摯に受け止めておられると感じております。

では、子供たちの命を守るために、具体的にどのような対策を講じているのか、伺います。

○教育部次長 自殺対策に特化してというものではありませんが、様々な面から児童生徒の心身の様子を把握する取組を行っております。

例えば、毎日の教員による観察や、先ほど述べました「イーネットついで」、学級ごとのいじめに関するアンケート等を行っております。困ったときに助けを求められるという援助希求の態度を養うとともに、相談を受け付ける体制としては、学級担任はもちろんのこと、どの先生に相談してもよいという声かけを行っております。

また、総合的な学習の時間や特別の教科である道徳等を通じて、生命の大切さを考える授業を行うことで継続的に心の土台を育てることとしております。

そのほか、児童生徒の学習用端末には、相談できる窓口をブックマークしておくなど、相談先を見つけやすいようにしております。

以上です。

○子ども家庭部長 子ども家庭部といたしましては、本市のホームページにおいて、家庭や学校での困り事などの相談ができる窓口を掲載しております。掲載に際しましては、子供自身が閲覧することを想定し、悩みがあるときには相談できる場所があることが分かりやすいように、平仮名表記を用いて掲載しているような状況でございます。

以上です。

○清川希代子 ありがとうございます。

様々な取組を行っていただいて、児童生徒の変化を把握してくださっておりますし、相談体制の充実も努めていただいていると。ホームページにも掲載をしていただいているということなんですが、子供たちがどれだけホームページを閲覧するかというのは、なかなかホームページまで届かないのかなってところが気になりますけれども、実際の支援につながっているのかという点は、引き続き検証が必要であるかと考えております。

次に、児童生徒の1人1台端末利用に関する実態について少し申し上げます。

こども家庭庁などの行政と連携し、子供の自殺対策に取り組むOVAが令和7年7月に公表したSOSフィルターのデータによりますと、児童生徒の端末検索において、死にた

い、いじめ、自殺などの言葉が多く検索されており、深刻な悩みに関する検索を行っている実態が明らかとなっております。こうした検索行動は、誰にも言えない苦しさの表れであり、見えないＳＯＳの表れであるとも考えられ、早期に把握し、適切な支援につなげていくことが求められております。

本市において、児童生徒の検索傾向や死にたいなど、いわゆる危険ワードについて実態の把握を行い、そうしたサインを早期に捉えて支援につなげるような仕組みはあるのでしょうか。

○教育部次長 児童生徒が学習用端末で検索した内容に、例えば自殺をほのめかす言葉などがあつた場合、教員等に通知が届くようなシステムにはなっておりません。現状はフィルタリングにより、例えば自殺や危険薬物等に関連するようなサイトにはアクセスできないようにしております。

以上です。

○清川希代子 フィルタリングですか。アクセスできなくても検索履歴は残っていることもあるかと思います。個人情報やプライバシーへの配慮に関しては、十分承知しているんですけども、現時点で検索内容を把握する仕組みがないという点については、少し課題かなと思っております。

リスクのあるような生徒さんとか、もし気づいたようなことがあれば、何か検索してないかなというのは注意深く見ていただきたいなとは、これは私の希望でございます。お伝えだけしておきます。

続きまして、児童生徒を取り巻くリスクについて伺います。

昨年なんですけれども、県内の中学校において、オーバードーズや自傷行為が問題となった事例を保護者の方から伺いました。その中には、先輩からとか友達から誘われた、これは衝撃的だったんですけど、リストカットしているところや傷をＳＮＳに投稿しているっていう話もあつて、子供同士の関係性の中で、そういった行動が広がってしまう可能性があるという現実が実際にございました。そして、その保護者さんが香芝では大丈夫なのかなと心配されているお声を伺いました。

本市において、オーバードーズなど自傷行為に関する実態について、どのように把握しているのでしょうか。

○教育部次長 学校がリストカット等の自傷行為を把握した場合には、教育委員会事務局教育部学校教育課学校支援室が報告を受けることとなっております。

以上です。

○清川希代子 報告体制があるということで、こういう報告がないことを願っているんですけども、学校現場における自傷行為などの早期発見の体制はどのようになっているのでしょうか。また、このような事象が万が一起きた場合、スクールカウンセラーであつたり、医療機関であつたり、関係機関との連携はしっかり図られているのでしょうか。

○教育部次長 自傷行為やオーバードーズに限定せず、児童生徒の心身の状態を把握し、悩

みの早期発見に取り組んでおります。

小中学校では、薬物乱用防止や自殺予防の授業を行うほか、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー等が日常的に様子を観察しております。兆候が見られた場合は、関係職員と相談し、保護者や教育委員会、福祉及び医療機関と連携して対応することとなります。

以上です。

○清川希代子 いろいろ多面的に取り組んでいただいている点は理解いたしました。

一方で、ご答弁から実際に自傷行為が確認されているようなこともあるのかなと、何となくちょっと伝わってきたんですけど、このような現状を踏まえて、起きてからではなく未然に防ぐ、気づく仕組みが必要であると考えております。

改正自殺対策基本法においては、自殺を社会全体で取り組むべき課題として、特に子供の命を守るための早期発見と予防的取組の強化が示されております。

本市においても、ＳＯＳ把握に取り組まれていることは十分承知しておりますが、その実効性が問われていると考えております。担任だけで抱え込まず、学校全体で情報共有し、組織的に対応する仕組みとなっているのか、解決すべき課題はまだまだ多いと考えております。

今後、データやＩＣＴを活用したさらなる予防的な取組をどのように進めていくのか、また本市として改正自殺対策基本法の趣旨を踏まえ、学校だけにとどまらず、家庭や地域、関係機関とどのように連携しながら命を守る取組を具体的にどのように進めていくのか、その方向性についてお示しください。

○教育部次長 従来から児童生徒の様子は、学年担当教員を中心として情報共有を行っております。ＩＣＴの活用という点では、「イーネットついで」は学級担任のみではなく、同一校所属の教員が回答結果を確認できるようになっております。また、小学校では、奈良県教育委員会が整備した気付き見守りアプリという教員間で児童の様子を共有することができるアプリケーションも利用しております。

今後も教員による学校生活を通しての児童生徒とのつながりを大切にした上で、ＩＣＴも補完的に活用しながら、可能な限り多くの機会に児童生徒のＳＯＳを把握し、保護者と密に連絡を取るとともに、ケースに応じて地域や関係機関の協力を得て、子供たちの命を守っていきいたいというふうに考えております。

以上です。

○清川希代子 現状の取組については理解しましたが、法律の趣旨に踏まえたときに十分な体制が構築されているかという点については、まだまだ課題が残っていると思っております。

児童生徒が入力するアプリと教職員が入力するアプリが併存している中で、教職員側の気付き見守りアプリ、これは小学校のみの導入にとどまっているので、中学校では導入されていないという認識で私はおります、小学校だけですよね。こうした状況を踏まえると、十分な体制が構築されているとは言い切れないのではないのでしょうか。

さらに、不登校の児童生徒などアプリを利用しない、あるいは利用できない子供への対応も重要な課題であります。できていることと十分であることは全く別物です。自ら命を絶ってしまった子にどうしてってもう聞くことはできませんし、最後に何を考えていたかも知ることができません。でも、きっとその子は、もっと早くに誰かに気づいてほしかったと思います。生きているのがつらいと伝えたかったのではないのでしょうか。

令和7年、全国で538人、奈良県でも7人の児童生徒が自ら命を絶っております。この数字は、一人一人の命であり、たとえ1人であっても失ってはならない命です。笑顔で過ごしているように見えても、問題がないように見えても、つらい、悲しい、しんどい、消えたい、逃げたい、死にたいって思って、日々頑張って学校に来ている子供たちもたくさんいると思います。

この4月に新入、進学、進級されたお子さんも柔軟に対応できたお子さんがいらっしゃる一方で、ちょっとしんどいなって、クラスが変わってしんどいとか心の負担を考えてる子供たちが一定数いると思います。この後、7月に入ったら夏休みになります。9月1日の始業式に向けて、夏休みの間に子供たちの心身の変化が大きく表れやすい時期となります。

学校現場並びに教育委員会におかれましては、夏休み終盤から9月1日、9月上旬にかけて、子供たちの居場所の確保と見守りをこれまで以上にお願いしたいとの思いから、この6月議会において取り上げさせていただきました。あわせて、本市としても自殺対策に特化したより実効性のある取組を強く求めたいと思います。

続きまして、中項目③に移らせていただきます。

本市では、今年度4月からヴィオーレ香芝による土日の地域クラブ活動がスタートしましたが、平日においても学校の枠を超えた活動が行われていると伺っております。学校の枠を超えた活動について、どのような運用で行われているのでしょうか。

○教育部次長 休日の地域クラブ、ヴィオーレ香芝は拠点校方式として2校、または4校で1つのチームとすることを基本としております。

平日の部活動についても、地域クラブ活動に設定のある種目については、同じ組合せの拠点校方式としており、各校の校長が入部を認めた生徒は、必要に応じて拠点校の活動に参加できることとしております。

以上です。

○清川希代子 ご答弁では、拠点校方式による活動として平日に拠点校で活動するケースもあるとのことですが、ここが少しややこしいんですけど、その活動は学校部活動として整理されているのか、それともヴィオーレ香芝としての活動も混在しているのか、どのように整理されているのか、伺います。

○教育部次長 平日は部活動で、休日は地域クラブ、ヴィオーレ香芝としての活動になっております。その整理としましては、先ほどの答弁のとおりでして、拠点校方式としてヴィオーレ香芝で活動している同じ種目につきましては、部活動についても拠点校方式となります。

以上です。

○清川希代子 混在しているようであるけれども、平日は部活動、休日はヴィオーレ香芝というように明確に分けているということですね。はい。承知しました。

平日において、学校の枠を超えた活動、これ部活動ですね。この取扱いで行われているのですが、部活動に他校参加を認める際、どのような考え方で判断されているのでしょうか。

○教育部次長 拠点校方式として複数校が一緒に活動している種目を対象としております。

拠点校としての活動の組合せは、先ほど申しましたように、2校の場合と4校の場合があります。2校の組合せの場合は、香芝中学校と香芝東中学校、香芝西中学校と香芝北中学校としております。そして、その組合せを超えての入部は認めておりません。

以上です。

○清川希代子 あくまで拠点校方式として整理した組合せの範囲内でのみの部活動として認められるということですね。何か1問目で答えてらっしゃいましたね、すみません、申し訳ないです。

では、在籍校ではない拠点校に平日部活動として参加するための、その正式な申請とか許可の流れはどのようになっているのでしょうか。

○教育部次長 在籍校にその種目の部活動がない生徒が拠点校での部活動に参加を希望する場合には、保護者が在籍校の校長に申請し、許可を得た上で活動を希望する中学校の校長に申請するという手続となります。

ただ、長期休業中の平日に拠点校内の組合せで平日に複数校がまとまって活動する場合につきましては、申請や許可は不要としております。

以上です。

○清川希代子 手続を経て活動機会が確保されているということを確認、理解もいたしました。

例えば、弓道部は香芝中学校にしか設置されておられませんけれども、この仕組みによって、東中、西中、北中の生徒さんも申請を行うことで、平日も弓道部で活動することが可能となっている、できるようになったわけですね。昨年度までは、こういうことは事実上不可能であった活動機会が広がりまして、子供たちの選択肢が増えたことは大変喜ばしいことだと思います。

では、次の別の視点からの質問ですが、それぞれの在籍校で学校部活動として活動している場合でも、拠点校としての組合せ内であれば、部員は、例えば月曜日は香芝中学校、火曜日は香芝東中学校で練習するというように、個人の希望で活動場所を選ぶことができるのでしょうか。

○教育部次長 それぞれの生徒の在籍校での活動としておりますので、生徒個人の都合による活動場所の変更は認めておりません。

以上です。

○清川希代子 個人的なものは駄目だということですね。承知いたしました。

ここまでは現状確認をさせていただきました。

次に、安全管理について伺います。

平日に学校の枠を超えた活動が行われる中、移動中の事故、活動中の事故、緊急時の対応、引率などについて、保護者や指導者が不安を感じる可能性もあると考えております。

現在、安全管理とか責任とか、どのようになっているのでしょうか。

○教育部次長 平日の部活動におきましては、生徒の在籍校の責任において活動することとなります。活動場所が他校や移動中であっても同様となります。

以上です。

○清川希代子 ありがとうございます。

少し私調べたんですけども、平日部活動においては、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度、ヴィオーレ香芝の公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険との関係をどのように整理されているのかなと気になっておりまして、平日の学校部活動中に発生したけがと土日のヴィオーレ香芝による地域クラブ活動中に発生したけがとでは、適用される保険や補償の内容が異なるという認識をしておりますが、その認識で合っているのでしょうか。

○教育部次長 平日の部活動においては、学校の管理下の活動として、教育委員会が災害共済給付契約を締結している独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が適用され、土日、祝日の地域クラブ、ヴィオーレ香芝の活動においては、香芝市教育委員会が事務局として団体加入しているスポーツ安全保険が適用されます。

以上です。

○清川希代子 おっしゃるとおり、認識とおりでした。ありがとうございます。

次に、制度整理と周知に関してでございます。

現在の運用については、ご説明を伺うと理解することができるんですけども、その内容は分かりやすいものではないと感じております。そのため、知らなかったとか学校によって対応が違うのではといった認識のずれが生じれば、生徒や保護者の混乱につながる可能性もございます。

現在の運用について、生徒や保護者に対しどのような周知を行っているのか、伺います。

○教育部次長 令和6年12月13日に教育委員会のホームページにおいて令和7年度以降の部活動及び休日地域クラブ活動についてという資料を公開しております。

その後、部活動の地域展開に関するQ&Aを教育委員会のホームページで公開するとともに、令和7年3月3日には香芝市立小中学校に在籍する児童生徒と、その保護者及び教職員を対象としたオンライン説明会を開催しました。新入生に対しては、新入生オリエンテーションや部活動の紹介などで説明しております。また、個々の部活動については、それぞれの部活動の顧問が保護者会などを通じて説明しております。

以上です。

○清川希代子 今後、部活動の地域展開がさらに進んでいきますし、運用も変化していくことが想定されますので、生徒や保護者の皆さんに分かりやすく情報が伝わるよう、丁寧な周知に努めていただくことをよろしくお願いします。

現在の運用や判断基準については、今後も柔軟な対応や見直しが行われていくのかなと考えておりますけれども、その考え方や整理の内容については、保護者さんを含み、市民さんにとって分かりにくいというお声もいただいております。教育委員会としてどのような認識を持っておられるのか、伺います。

○教育部次長 活動に関しましては、既に各校がホームページにおいて活動方針を載せているところですが、今後はさらに新入生保護者説明会等においても、これまでとの変更部分の説明を加えてもらうよう、準備を進めてまいります。

以上です。

○清川希代子 変更部分なども含めて、丁寧に周知に努めていただくことをよろしくお願いします。

続きまして、部活動の地域展開がさらに進んでいくことを考えますと、誰もが共通の認識を持てるように、一定の基準やガイドライン、ルールを整理していくことも重要と考えております。

今後、ガイドラインや要綱の整備を含め、制度の整理を進めていくお考えはあるのでしょうか。

○教育部次長 部活動及び地域クラブ活動において共通の理解を持って活動できるよう、活動方針の整理は必要であると考えております。

文部科学省の部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインに基づき、地域クラブ発足以前の香芝市立学校部活動方針を地域クラブも含めて香芝市立中学校に係る部活動及び地域クラブ活動の方針として、令和8年中の完成を目指して取りまとめているところです。

以上です。

○清川希代子 令和8年中、年内、今年中の完成を目指して進められているということで安心しました。共通の認識を持ちながら活動できるように、分かりやすく実効性のある方針となることを期待しております。

次の質問ですが、今後平日を含めた地域展開が進むことで、生徒一人一人の興味や関心に応じた多様な活動の在り方も考えられるようになるかもしれません。何もかもを無制限に認めれば、運営面とか安全管理の面で混乱が生じることも懸念されますので、でも子供たちの活動機会を広げながらも、一定のルールや基準を整備して、秩序と柔軟性の両立を図っていくことが重要であると考えております。

また、活動機会の確保と学校運営、さらには教職員の働き方改革とのバランスを図ることは簡単ではございませんが、少子化や教員不足が進む中にあっても、地域展開そのものは着

実に進めていく必要がございます。

そこで、子供たちの活動機会の確保と学校運営、さらには教職員の働き方改革とのバランスについて、どのように考えておられるのでしょうか。また、ヴィオーレ香芝の開始によって、生まれつつある新たなニーズ、または要望などに対して、今後どのような考え方で進めて対応していかれるのか、お考えをお聞かせください。

○教育部次長 地域クラブ、ヴィオーレ香芝が発足したことによって、平日の部活動の在り方にも、以前にはなかった要望も聞いております。

今後、全国的な少子化が進むと予想されており、教員の不足も全国的な課題となっている現状にあって、将来にわたって生徒の多様な活動機会の確保や教員の働き方改革の推進を継続していくことが必要と認識しております。

今後も生徒や保護者の声の把握に努めるとともに、国や県の動向も踏まえ、適切に対応するとともに、部活動とヴィオーレ香芝の充実、さらには平日部活動の地域展開に向けて研究を続けてまいりたいと考えております。

以上です。

○清川希代子 ありがとうございます。

これまでになかった新たなニーズとか要望が生まれているということを確認させていただきました。今後も生徒や保護者の声に耳を傾けながら、柔軟に制度の整理とか見直しを進めていただくことを期待しております。

最後に伺います。

部活動の地域展開を進めるに当たっては、子供たちの活動機会を守るという視点と学校教育としての部活動が持つ教育的意義をどのように両立させながら地域展開を進めていこうと考えておられるのでしょうか。生徒、保護者、学校現場の教職員の皆さんにとって、今後の方向性が分かりやすく伝わるように教育委員会の見解を伺います。

○教育部次長 子供たちの活動の機会を守るという点につきましては、今後もできるだけ廉価でありながら、各種目の大会の参加条件を満たしている地域クラブ活動を目指してまいります。

また、学校教育としての部活動が持つ教育的意義を継承するためにも、平日、休日で同じ指導者に指導してもらいたいという生徒や保護者の希望にできるだけ沿えるような指導者の確保に努めてまいります。

そして、教職員の働き方改革もしっかりと推進できるよう、平日の地域展開も検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○清川希代子 しっかりと考えてくださっているので、安心しました。

まとめていきますけれども、国としては今後平日を含めた地域展開を進めていく方向性が示されております。部活動の地域展開は、子供たちの活動機会を守るとともに、教職員の負担軽減を図ることも大きな目的の一つであると認識しております。

本市では、現在学校部活動とヴィオーレ香芝による地域クラブ活動が併存する過渡期にあり、平日においても学校の枠を超えた活動が一部行われております。これは、子供たちの活動機会を守るため、現場が柔軟に対応している結果であり、大変重要な取組であると感じております。

10年後、20年後には、部活動を取り巻く環境は大きく変化しているだろうと思います。その頃の子供たちにとっては、もう部活動という言葉聞いたことがない、昔は平日の学校の放課後に学校で無料で部活動というものがあっただけでって聞くような、そういうふう聞いて驚くような時代が来るのかもしれない。

そして、学校単位だけでなく、地域の中で小学生も中学生も高校生も、さらには地域の大人や高齢者の皆さんと多世代が共に学び、スポーツや文化活動に親しむ、香芝市もそんな地域展開へと進んでいく可能性もあります。だからこそ、今まさに変化の途中にある大切な時期だと思います。

子供たちの活動機会を守りながら、地域全体で子供たちの成長を支える仕組みへと発展していくことを期待いたしまして、大項目1の質問を終わります。

「誰もが安心して暮らせる生活支援の充実について」

○清川希代子 続きまして、大項目2でございます。

①問目、子育て世帯における一時的な、突発的な保育ニーズについて伺います。
実態も含め、本市としてどの程度把握されているのか、お聞かせください。

○子ども家庭部長 保護者の疾病や急な就労等の理由により、子育て世帯が一時的、また突発的に保育が必要になることにつきましては、多くの相談を受けております。個別の事案になるため、詳細をこの場でお伝えすることはできませんが、様々な事情があることは把握しております。

以上でございます。

○清川希代子 多くの相談を受けておられるとのことで、一時的、または突発的に保育が必要になると相談を受けた場合は、どのように対応されておられるのですか。

○子ども家庭部長 一時的、また突発的に保育が必要になるような相談を受けた場合につきましては、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業の利用のご案内をしております。

以上です。

○清川希代子 ちなみになんですけど、ベビーシッターを利用したいというご相談はこれまでにありましたか。

○子ども家庭部長 これまで市民の方からベビーシッターを利用したいという内容の相談は受けておりません。

以上でございます。

○清川希代子 市民さんからベビーシッターの利用をしたいという相談はないということですが、本市においてはベビーシッターの派遣であったり、利用料の補助といった制度が整っていないという現状を踏まえると、理解できる結果であると思います。

実際には、多くの方が公的支援に頼ることなく、ご自身で工夫しながら子育てをされているのが現状ではないでしょうか。子育てに向き合う保護者の皆さん中には、たとえ短時間であっても子供を預け、自分の時間を持ちたいと願う方が一定数おられます。ファミリー・サポート・センター事業は、地域の支え合いによる大変有効ないい制度であると思っております。

続きまして、奈良県のベビーシッター利用支援事業について伺います。

本市として、どのようにこの事業を評価されているのか、お聞かせください。

○子ども家庭部長 奈良県ベビーシッター利用支援事業につきましては、核家族化や地域のつながりの希薄化等により、周囲から支援を得ることが難しい子育て世帯の負担を軽減し、安心して子供が育てられる環境を整備することを目的とした事業であり、特に利用者への経済的な負担軽減策としては、一定の効果があるものと評価をしております。

以上でございます。

○清川希代子 一定の効果があるというご認識については理解いたしました。

本市においてベビーシッター利用支援事業の導入には至っていません。この背景について、これまでの検討経過であったり、課題認識も含めて、どのように整理されているのか、お聞かせください。

○子ども家庭部長 三橋市長の指示により、令和7年度に導入を検討させていただきましたが、本市でのサービスの提供が可能である事業者が限られていることや、対象者や目的が重複するファミリー・サポート・センター事業を実施していることから、導入には至っていない状況でございます。

以上です。

○清川希代子 導入に至っていない理由については理解いたしました。

その上で、最新の状況を申し上げますと、令和8年5月11日時点ですけれども、ベビーシッター利用支援事業に登録されている17事業者のうち、香芝市で利用可能な事業者は16事業者となっており、奈良県内39市町村の中で最も多い状況でございます。事業者数の数のみで評価できるものではございませんが、今後改めて検討されることがもしあれば、一つの判断材料となり得るものかと思えます。

確認なんですけれども、奈良県のベビーシッター利用支援事業については、本市としては、現時点において導入を行う予定はないという認識でよろしいですか。

○市長 現時点におきましては、奈良県ベビーシッター利用支援事業を活用した事業を実施する予定はございませんが、今議員からご提案もいただきましたので、検討させていただきたいと思えます。

○清川希代子 市長。ありがとうございます。検討してくださるということで、ぜひとも検

討してください。よろしくお願いいたします。今現状では、まだ導入はされておられませんので、多様なニーズにどう応えていくのが重要だと思っております。

先ほども出てきたファミリー・サポート・センター事業について少し伺いますけれども、子育て支援として重要な役割を果たしている制度であると認識しておりますが、支援の内容は子供の預かりであったり、送迎であったり、保育が中心であり、炊事、洗濯、掃除とか買物といった家事支援とは役割が全く異なるものだと考えております。この点について、市としてはどのように認識されているのか、お聞かせください。

○子ども家庭部長 確かに、ファミリー・サポート・センター事業は、子供の保育に係る需要に対応するものとして位置づけておりまして、家事支援とは性質が異なるということは十分承知しております。

以上でございます。

○清川希代子 そうですね。ファミサポは、子供の保育、子育て支援であると改めて確認ができました。また、掃除とか洗濯とか、こういった家事支援には対応していない点についても明確に確認させていただきました。

こうしたことを踏まえますと、子育て支援としての機能は一定整っているものの、日常生活そのものを支える支援については、まだまだ課題が残されていると感じております。

そこで、次に中項目②に移り、家事支援、生活支援という観点から伺います。

本市として、日常生活の維持が困難となる、いわゆる生活が回らない状態にある市民の実態について、どのように認識されているのか、お聞かせください。

○健康福祉部長 少子高齢化や単身世帯の増加等を背景といたしまして、日常生活の維持に困難を抱える市民からの相談は、日頃から各担当課に寄せられており、家事や育児、介護などの複数の負担が重なり、生活に支障を来している状況にある方も一定数おられるものと認識しております。

以上です。

○清川希代子 日頃から相談が寄せられていること、また生活に支障を来している方が一定数おられると認識されておられるということで、現実にはそのような状況が存在していることが明らかになったご答弁であると受け止めました。

次ですね。

福祉サービスとして、居宅介護による家事支援があることは私も承知しているんですけども、認定とか手続、サービス量の制約などにより、一時的な生活困難には十分に対応し切れていない側面もあるのではないかと考えておりますが、この点について本市の見解をお聞かせください。

○健康福祉部長 居宅介護による家事支援をはじめとした福祉サービスにおきましては、障害のある方やその家族の生活を支えるため、必要な支援を提供しているところでございます。

一方で、支給決定基準や支給量には一定の要件があることから、急な体調不良や一時的な

事情の変化など、制度の枠組みだけでは十分に対応し切れない生活上の困難が生じる場合もあるものと認識しております。

以上です。

○清川希代子 居宅介護による家事支援があるのは、重要な制度であるんですけども、その制度の枠組みだけでは一時的、突発的な生活困難には十分に対応し切れていない場合があると。そのように認識もされていると確認できました。

次に、現行制度においては、子供がおられない方や障害の認定を受けていない方など、いわゆる制度のはざまにある方への支援について、これも十分とはいえないのではないかと考えております。

本市として、この点をどのように認識されているのか、こちらもお聞かせください。

○健康福祉部長 制度上の対象や要件から外れるなど、支援が行き届きにくい状況にある方の需要につきましては、本市といたしましても現行の制度のみでは十分に対応し切れない課題があるものと認識しております。

そのため、必要に応じて運用面で対応が可能な部分につきましては柔軟に対応するとともに、関係機関等と連携し、必要な支援へと確実につなげていくことが重要であると考えております。

以上です。

○清川希代子 制度のはざまにあるニーズについては、現行制度のみでは十分に対応し切れない課題があると、そのようなご答弁だったかなと思います。こうした課題に対して、具体的にどのような支援の形で応えていくのかがやはり重要であると思います。

もう一点、踏み込んで伺いますんですけども、突発的かつ緊急的に今日家事ができないといった状況においても、即時に対応できる支援については、現状では十分に整っていないのではないかと考えております。この点について、本市の見解をお聞かせください。

○健康福祉部長 制度の利用に当たりましては、資格要件の確認等を要することから、突発的な事案に対しての即時の対応が困難な側面があるものと認識しております。

一方で、地域共生の観点からは、自助・互助及び共助の考え方にに基づき、家庭や身近な地域における支え合いの関係づくりを進めていくことが重要であると考えております。

以上です。

○清川希代子 ありがとうございます。

ここまでの答弁をお聞きしていくと、やはり本市においても生活が回らない状況にある方はおられますし、現行のファミサポや福祉サービスだけでは対応し切れない場合があることもありますし、制度のはざまにある方々が存在すること、突発的な困難に対して即時対応が難しいこと、これらについては今回一定の共通認識ができたものと受け止めております。

その対応として、自助・互助・共助ですか。そのような考え方も示されましたが、現実には体調不良とかメンタル不良、共働き世帯の増加や地域とのつながりの希薄化などにより、

身近な支援を頼ること自体が困難な状況にある方もおられることも本市として十分に認識もされているのかなと思います。こうした現実を踏まえまして、今この瞬間の生活の困り事、これを支える仕組みが必要であると感じております。

その上で、次に具体的な対応について伺ってまいります。

本市として、こうした一時的、突発的に家事が困難となった場合に対応する新たな生活支援制度について、何か検討は進めておられるのでしょうか。

○子ども家庭部長 本市では、今年度、新たに子育て世帯訪問支援事業を実施することを予定しております。本事業は、家事や子育て等に関する不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、家族の介護、その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子供・若者、いわゆるヤングケアラー等がいる家庭の居宅を支援員が訪問し、家庭を抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事や子育て等の支援を実施するものでございます。これにより、家庭や養育環境を整え、虐待等の高まりのリスクを未然に防ぐことができると考えております。

以上でございます。

○清川希代子 ありがとうございます。

新たに子育て世帯の訪問の事業ですか。この実施を予定されているということには、大変重要な取組であると思います。ご答弁にありましたように、妊産婦さんとかヤングケアラーさんがいる家庭などに対する支援は、本当に重要であると私も認識しております。

先ほど、健康福祉部のほうのご答弁から、そういった方以外の方においても、生活が回らない状況にある方が一定数おられたりするので、制度のはざまにおられる方、たくさんおられます。こういった方に、先ほどご答弁は子育て世帯の方が主に対象なのかなと感じておるんですけども、子供の有無とか障害の有無とかにかかわらず、家事が困難な状況にある方が一定数おられます。これは、見過ごしてはならないと思うんですね。

その新たな制度については、子育て世帯で、特に支援が必要な世帯に限定した制度であると認識しておりますけれども、将来的には対象の拡大を検討していく必要もあるのではないかと考えておりますけれども、この点について本市の見解をお聞かせください。

○子ども家庭部長 令和8年度は、本市が直営で実施を考えておりまして、困窮度の高い家庭を優先して進める予定をしております。利用者の需要等を踏まえながら、対象者の拡大必要性につきましては今後研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○清川希代子 困窮度の高い家庭を優先して実施されるという点については、十分理解できます。それでも、まず対象を限定した形であっても一歩踏み出して、新しい事業をされていくということ自体には大きな意義があると思うので、本当にこちらはありがとうございますと思っております。

また、でもそこにも当てはまらない方が、お困りの方が香芝の市民の皆さんの中にはたくさんおられるということも今回ご答弁もいただきましたし、ぜひとも対象を拡大していた

だけたらと思うんですけど、本当に皆さんここで少し想像していただきたいんですけども、ふだん皆さんも自宅で家事とか御飯を作ったりとか後片づけして、お風呂掃除とかトイレ掃除とかされてると思います。元気で心に余裕があるときやったら、完璧じゃなくても日常の家事は何とかこなすことができると思うんです。でも、例えば今日、今利き腕を骨折してしまったらどうでしょうか。日常生活は、たちまち不便なものになってしまうと思うんですよ。家族の理解とか協力があれば乗り越えられる場合がありますけれども、十分な支援が得られない環境であったり、例えばご高齢のお独り暮らしで生活されている場合であったり、日常生活の維持そのものが困難になることが想定されます。

そんなときに、例えば民間の家事代行サービスとかを頼もうって思ったときに、2時間とか3時間利用すると5,000円から1万円、そのぐらいの利用料がかかってしまうことがあります。こういう利用料を継続的に負担することは、できる人ってそんなに多くないんじゃないかなと思っております。1回限りであれば利用できたとしても、骨折が完治するまでとは言わなくても、1人で家事ができるようになるまで数日以上かかると思うんですね。その間の金銭的、精神的な負担は小さいものではないと感じております。このように、骨折というふうに一例を申し上げましたけれども、様々なケースが想定されます。

今後は、制度のはざまに置かれている方々にも支援が行き届くよう、対象の拡大も視野に入れた制度の充実について、ぜひ検討していただくことを強く要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。